

東日本大震災による伊丹市国民健康保険一部負担金の免除措置の取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災(以下「大震災」という。)で被災した国民健康保険被保険者の生活や健康を守るため、国民健康保険法(昭和33年法第192号。以下「法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「震災援助法」という。)に規定する国民健康保険一部負担金の免除措置に関する事務の円滑化を図るため、その取扱基準を定めるものとする。
- 2 被災者に対する一部負担金の免除については、伊丹市国民健康保険条例施行規則及び伊丹市国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予に関する取扱要領の規定にかかわらず、以下の規定を適用するものとする。

(定義)

- 第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- (1) 帰還困難区域等 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。
 - (2) 上位所得層 世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和2年7月までの間において、平成30年の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準総所得額を合算した額が、600万円を超える世帯をいう。
 - (3) 旧避難指示区域等 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域等をいう。
 - (4) 旧居住制限区域等 居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、
①平成31年4月10日に指定が解除された大熊町の一部、令和2年3月に指定の解除に向けて取り組んでいる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、大熊町の帰還困難区域の一部及び富岡町の帰還困難区域の一部をいう。

(対象者)

- 第2条 この要綱により、一部負担金免除措置の適用を受けることができる者は、平成23年3月11日現在において医療保険各法の規定による被保険者等であって、免除措置等の認定時において伊丹市国民健康保険の被保険者となっており、かつ、次のいずれかの要件に該当する者(以下「免除対象国保被保険者」という。)である。
- (1) 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者等
 - (2) 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者等
 - (3) その他上記の各号に準ずる者として市長が認めた被保険者等

(免除)

第3条 この要綱により免除される一部負担金は、法第42条第1項により算出された額である。

2 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額についても、前項に準じて免除する。

(国民健康保険一部負担金免除申請)

第4条 前条の免除を受けようとする免除対象国保被保険者の世帯主は、市長に対し、免除対象国保被保険者である事実を確認できる書類を添えて、国民健康保険一部負担金免除申請書(様式1)を提出しなければならない。

(国民健康保険一部負担金免除証明書の交付)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は審査のうえ速やかに可否を認定し、免除対象国保被保険者の世帯主に国民健康保険一部負担金免除証明書(様式2以下「免除証明書」という。を交付するか、又は免除申請却下通知書(様式3)を交付しなければならない。

(免除証明書の有効期間)

第6条 一部負担金に係る免除証明書の有効期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までの間に受けた療養について適用する。

- (1) 第2条第1号の対象者 令和3年2月28日
- (2) 第2条第2号の対象者 令和2年9月30日
- (3) 第2条第3号の対象者 市長が別に定める期日

(一部負担金の還付)

第7条 大震災の日以降既に支払った一部負担金の還付を受けようとする免除対象国保被保険者は、保険医療機関等が発行した領収証又は既に支払った一部負担金の額を確認する書類を添付のうえ、国民健康保険一部負担金還付申請書(様式4)に、還付を申請する理由を記載したうえ、市長に申請しなければならない。

2 市長は、還付申請書等により、還付を申請する理由が妥当であると認めた場合には、現に支払った一部負担金を申請者に還付しなければならない。

(一部負担金の返還)

第8条 市長は、免除対象国保被保険者が、偽りその他不正な行為により一部負担金の免除を受けたことを発見したときは、直ちに当該一部負担金の免除認定を取消し、当該被保険者が不当に受けた利益の範囲内において、期限を付して当該一部負担金を返還させなければならない。

2 市長は、前項に規定する決定をした場合は、速やかにその旨を当該被保険者及び関係保険医療機関等に通知するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成23年6月15日から施行し、平成23年3月11日以後に受けた診療について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成31年(2019年)4月1日から施行し、平成23年3月11日以後に受けた診療について適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。